

**令和7年度
地域密着型サービス事業者
公募要領**

氷見市市民部福祉介護課

I 公募の趣旨

第9期氷見市介護保険事業計画（令和6年度～令和8年度）の基本方針の一つであるサービス基盤の整備を進めるため、質の高い地域密着型サービスを提供する事業者を公募します。

II 公募するサービス種類等

NO	種 別	規 模	数	開設予定 年度
1	地域密着型通所介護	18人以下	1カ所	R7～8
2	認知症対応型共同生活介護	9人以下	1ユニット	R7～8
3	小規模多機能型居宅介護	29人以下	1カ所	R7～8

《留意事項》

◆共通事項

- ・各サービスについて、複数のサービスを組合せて実施することを可能とする。
- ・各サービスについて市内全域を対象とするが、サービスの種別毎に日常生活圏域における状況を重視する。

III 応募条件

次の要件をすべて満たすことが条件となります。

- 1 応募できる事業者の資格については、法人（新規設立を含む）であって、事業運営にあたっては、介護保険法に基づく指定基準を遵守し、適切なサービス提供を図ることができる者であること。また、介護保険法第78条の2第4項各号及び第115条の12第2項各号に定める要件に該当しないこと。
- 2 開設年度中もしくは次年度当初からサービスの提供を行うことが可能であること。
- 3 指定にあたっては、地域密着型サービスと地域密着型介護予防サービスの両方の指定を受けること。
- 4 事業運営には、地域との連携が必要なことから、建設工事や事業内容等について地域住民に十分説明し、理解・賛同を得られる状態であること。（※承諾書等を形式に求めるものではありません。）

IV 応募方法

本公募に申し込みを希望する事業者の方は、次のとおり所定の様式を提出してください。

- 1 受付期間 令和7年4月14日（月）から同年5月30日（金）午後3時まで
（土・日曜日、祝日を除く）期限厳守
- 2 提出先 氷見市鞍川1060番地
氷見市市民部福祉介護課介護保険担当
※必ず、事前にご連絡の上、持参してください。
- 3 提出書類 応募に必要な提出書類はP5〈応募に必要な書類一覧〉のとおりです。

4 作成要領

提出書類は次の要領で作成してください。

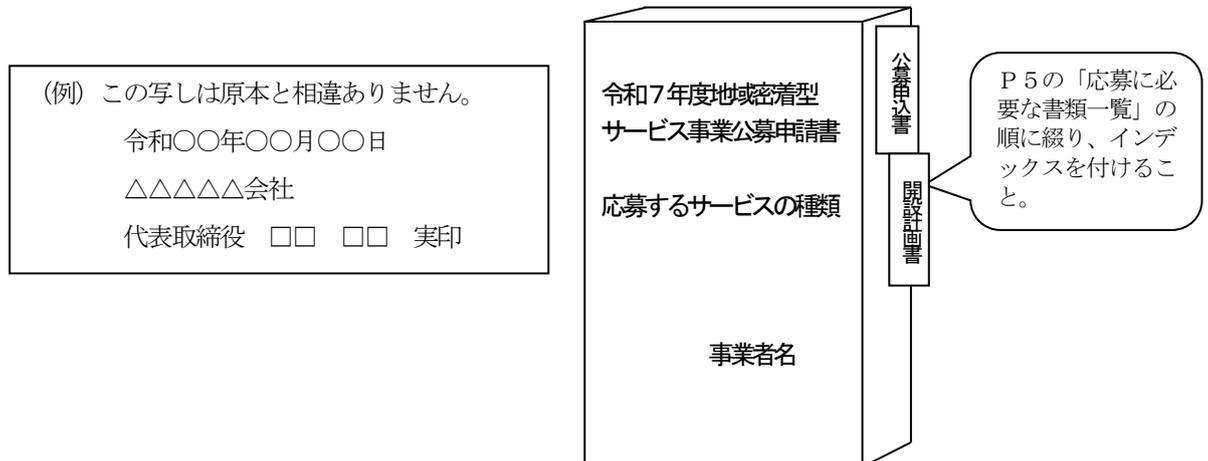
- (1) 応募するサービス種別ごとに作成すること。ただし、複合的な施設として整備する場合はこの限りではありません。
- (2) P5の「**応募に必要な書類一覧**」の順で資料を綴る。
- (3) ページを付け、フラットファイルに綴じる。
- (4) 項目ごとに文字表記のインデックスを付ける。
- (5) 資料は、原則A4サイズとし、可能な限り両面印刷とする（図面等でA3となる場合は折り込む）。

5 提出部数

証明書等の原本記載分の**正本1部**、及びその**写しを20部**提出してください。

6 その他

- (1) 正本には、全て原本を添付してください。登記簿謄本や印鑑証明等の公的証書はA4白紙に貼り付けてください。
- (2) 贈与契約書や寄附確約書などの契約書類等で原本の提出ができないものについては、代表者が原本証明を行うこと。



V 地域密着型サービス事業者の選定方法

1 選定方法

事業予定者の選定は、氷見市地域密着型サービス委員会において、書類審査及びヒアリング審査を行い、その結果を踏まえて、市長が決定します。

2 選定の結果

結果については、応募のあった法人に文書で通知します。また、ホームページにおいて、地域密着型サービス事業予定者として、法人名等を公表いたします。審査の結果によっては、事業予定者なしとする場合があります。

VI 令和7年度地域密着型サービス事業者の公募スケジュール(予定)

日 程	内 容
R7. 4. 14 (月) ~ 5. 30 (金)	申請受付
R7. 6月	書類審査
R7. 7月	事業者ヒアリング (プレゼンテーション等)
R7. 7月	事業予定者の決定及び結果通知

VII 注意事項等

- 1 応募資料については、返却いたしません。(提出された応募資料については、氷見市情報公開条例に基づき、情報公開の対象となります。)
- 2 本公募に応募するための一切の費用は、応募者の負担とします。
- 3 公募に対する応募がないとき又は事業予定者が決定しなかったときは、再度公募することがあります。
- 4 事業予定者として決定された場合であっても、指定が確定されたものではありません。指定基準を満たさない場合は、指定しないことがあります。
- 5 事業予定者に決定された後であっても、次の場合はその決定を取り消します。
 - (1) 提出された関係書類等に虚偽事項の記載があった場合
 - (2) 事業内容 (建設場所、定員、サービス種類等) に著しい変更があった場合
 - (3) その他市民の疑惑や不信を招くような行為をしたと市長が認める場合
- 6 書類の提出期限後、事業予定者の選定前までに、やむを得ない事由等で辞退する場合は、辞退理由を明記の上、代表者名の署名、捺印のある「辞退届 (任意様式)」を提出すること。

- 7 事業予定者の選定後の辞退については、6と同様とします。この場合、本市の整備計画に大きな支障をきたすため、本市及び地域密着型サービス委員会へ説明を求める場合があります。

VIII 本公募に関する問い合わせ先

氷見市鞍川1060番地

氷見市市民部福祉介護課介護保険担当

TEL0766-74-8066 FAX0766-74-8060

※必ず、事前にご連絡の上、持参してください。

※ただし、土・日曜日、祝日を除きます

＜応募に必要な書類一覧＞

	項目	内容
	1 公募申込書	様式 1
整備 計 画	2 開設計画書	様式 2
	3 開設予定地の状況	位置図（近隣の住宅地図等）及び現状写真（カラー写真）
	4 開設までのスケジュール	時系列に記載（土地取得、建築確認申請、住民説明、着工、竣工、職員募集、開設等）
	5 建物平面図	
	6 土地、建物に関する権利関係が確認できる書類	土地、建物登記簿謄本、借地、借家契約（確約）書の写し等
	7 資金計画書	施設整備に要する費用、財源内訳、寄附確約書
	8 建物建築（改修）見積書	
	9 収支予算書	収支予算、償還計画等（応募する事業に係るもの、3年間分）
	10 借入金の借入先	施設整備に係る借入（予定）がある場合、借入先毎の借入金額及び償還計画表
	運 営 方 針	11 開設趣意書
(1) 応募の理由		800字以内
(2) 当該地区（日常生活圏域）で開設する理由		開設までの地域住民に対する説明方針や、現在、既に理解や賛同が得られている場合はその状況も含む。地域住民等からの承諾書等がある場合は添付。
(3) 法人の経営理念		
(4) 事業所の運営理念		
(5) 地域との交流確保や運営推進会議について		地域との交流の具体的な方策や地域の拠点となる運営などについて
(6) サービス提供の考え方		
(7) 認知症ケアに対する考え方		
(8) 市やその他の居宅サービス事業者等との連携について		
(9) 地域の協力医療機関との連携、緊急時の体制について		連携体制の概念図等も添付
(10) 事故防止安全管理について		事故防止安全管理体制の概念図等も添付
(11) 災害・感染症対策の取組		業務継続計画や非常災害対策計画等を添付
(12) 職員採用の考え方		管理者の履歴書、職員採用計画書等を添付
(13) 職員の資質向上のための取組		研修計画書等を添付
(14) その他特色について	併設するサービス等との連携など	
法 人 概 要	12 誓約書	様式 4 （介護保険法第78条の2第4項各号、第115条の12第2項各号に該当しないことを誓約する書面）
	13 定款又は寄付行為	最新のもの（写しの場合は原本証明が必要） （法人を新設する場合は、定款の素案）
	14 法人登記簿謄本	応募申込前3ヶ月以内に発行されたもの （法人を設立する場合は、法人設立の計画）
	15 法人代表者の履歴書	
	16 決算書	直近2ヶ年分（法人を新規設立の場合は不要）
	17 法人及び代表者の納税証明書	直近1ヶ年分
	18 法人の沿革及び概要	パンフレット可